



中学  
高校用



日新火災

'23年 4月版

(正式名称: 統合賠償責任保険)

# 学校賠償 プラン

教育活動をとりまく様々な賠償問題から生徒と学校を守る保険



## このような場合にお役に立ちます

### 学校の法律上の 損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、学校が生徒または第三者に損害をあたえた場合

教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。

### 生徒個人の法律上の 損害賠償責任

学校管理下中(教育活動、クラブ活動、校外教育等)に生徒が、他の生徒または第三者に損害をあたえた場合

### 教職員個人の 法律上の 損害賠償責任

学校の教育活動中に教職員の個人行為(注)によって、生徒または第三者に損害をあたえた場合

(注)学校管理下中における教職員の業務に直接関係のない(業務性のない)歩行、食事、スポーツなどの行為をいいます。

### 外部協力者個人の 法律上の 損害賠償責任

ゲストティーチャー、ボランティア等の外部の学校教育指導協力者が、生徒または第三者に損害をあたえた場合

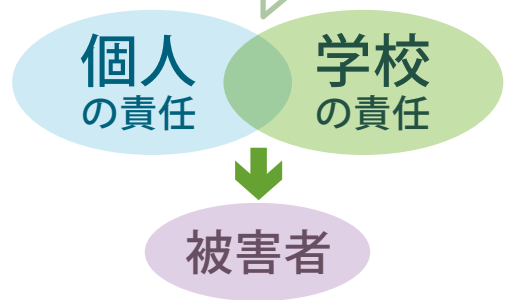
# ビジサポ学校賠償プラン

## 3の特長

### 特長 1 個人の責任と学校の責任の両方をカバーします

1 通常の学校賠償保険では学校、教職員の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により生徒個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。



### 特長 2 生徒により自校の建物等が損壊された場合を補償します

(学校に関する特則における追加特約)

2 生徒による偶然の事故により、学校の所有、使用または管理する財物が損壊した場合に補償します。(生徒個人に責任がある場合に限りませう。)

※野球部の練習や試合中に打ったボールが校舎の窓を破った場合等は個人の責任ではないため補償対象外となります。

※GIGAスクール等で学校から貸与されるタブレット型コンピューターやノートパソコン等は補償対象外です。



### 特長 3 学校特有のリスクをカバーします

#### 3 1 職業体験にかかわる事故

職業体験において生徒による賠償事故が原因で、職業体験の受入先事業所が賠償責任を負った場合も補償対象となります

#### 2 学校でいじめやセクハラがあったとして発生する慰謝料

#### 3 教育活動遂行における外部協力員による賠償事故

#### 4 生徒による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または部活動の試合会場等までの合理的な経路に限りませう。

#### 5 教職員による自転車の賠償事故

自宅と学校の間、または業務遂行場所までの合理的な経路に限りませう。

#### 6 近隣住民からのクレームに対応するための法律相談費用

(クレーム等対応費用補償特約) ※保険証券記載の施設または業務に関連するクレームが対象です  
支払限度額は1回の事故につき20万円、保険期間中50万円です

# 保険金をお支払いする主な場合（I 施設業務特約）

施設業務特約は、日本国内における施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。

また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、1回の事故につき**1,000万円**<sup>(注1)</sup>まで補償します。

(注1) 保険証券記載の財物の支払限度額といずれか低い額となります。

## 施設のリスク



野球部の練習中に打ったボールが穴のあいたフェンスを通過して、駐車中の車を破損させてしまった



職場体験受入先の企業で教師が置き皿を割ってしまった

## 業務遂行のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



理科の実験中に器具の使用方法を誤って教えたために、生徒にケガをさせてしまった



家庭訪問に自転車で向かう途中に、よそ見をして子どもにぶつかりケガをさせてしまった

## サイバー・情報漏えい事故補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 損害・5,000万円、1億円、3億円の賠償金・3パターンから選択可能



生徒の成績データが入ったUSBメモリを紛失し、外部に流出したとして損害賠償請求を受けた



情報漏えい事故後の対応について弁護士相談費用を支出した

次ページの説明もご参照ください

## 被害者見舞費用

支払限度額 ▶▶▶ 身体の障害に対しては1名につき**10万円** 財物の損壊等に対しては1事故について**10万円**



体育の授業でサッカーをしていたところ、相手の顔面に蹴ったボールがあたり眼鏡を破損させた



テニスの部活動中にダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた

## 保管（借用・受託）財物のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の財物の損壊等の支払限度額または**1,000万円**のいずれか低い額<sup>(注2)</sup>



生徒から預かった携帯電話を誤って紛失してしまった



体育の時間中、学校側で教室に鍵をかけていたが、職員が鍵を落としたことにより、教室に保管していた制服が盗難されてしまった



公民館から借りたテントを先生が誤って破損させた



リースで借りているパソコンに誤ってコーヒーをこぼしてしまい破損させた

(注2) 自動車または原動機付自転車（またはこれらの付属品（他人から借用・リースしたもので作業場内に所在するものおよび登録番号のないものを除きます。）、運送貨物の損壊等は補償されません。

# サイバー・情報漏えい事故補償特約の特長

- 特長 1. 情報漏えい等の事故が実際に発覚する前の、調査段階から費用を補償します。 日々進化するサイバー攻撃に対して、迅速な初動対応が可能となり、ウイルス感染等による取引先の営業妨害や、個人情報の漏えい等の事故や被害の拡大を防止できます
- 特長 2. 万が一、情報漏えい等が発生した場合でも、原因調査 ▶ 訴訟対応 ▶ 損害賠償 ▶ 再発防止の費用まで、トータルで補償します。 万全なセキュリティ対策でも、日々進化するサイバーリスクをゼロにすることはできません
- 特長 3. 個人情報保護法改正（2022年4月施行）に対応しています。 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、お客さまが負担する被害者本人への通知にかかる費用や、個人情報保護委員会への報告にかかる弁護士報酬・コンサルティング費用を補償します

## 職業体験中のリスク

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額



職業体験の受入先企業でコードに足をひっかけてしまい、ノートパソコンを壊した



職業体験中に園児と遊んでいるときに足を踏んでしまい骨折させてしまった



職業体験中に生徒がラーメンをお客さまにこぼしてしまい、お店が損害賠償請求を受けた



職業体験中にスーパーの倉庫で店員が品物を生徒に落としてしまいケガをさせてしまった

## 個人行為事故のリスク(生徒、教職員および外部協力員)

支払限度額 ▶▶▶ 保険証券記載の支払限度額または 2 億円のいずれか低い額



部活動の試合に自転車で行く途中、歩行者をはねてケガをさせた



修学旅行中に土産物店の商品にカバンがあたり落下、破損させてしまった



休み時間にキャッチボールをしていたところ、ボールがそれて先生の車に損害を与えた



外部協力員が車椅子の生徒と休憩時間に遊ぼうとしたが、よそ見をして転倒させてケガをさせた

## 対物超過復旧費補償特約

支払限度額 ▶▶▶ 1事故につき 100 万円

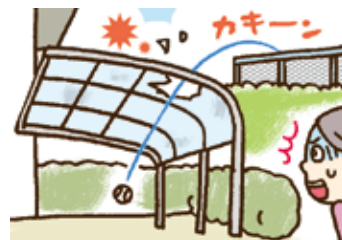
補償内容 他人の財物の損壊等について、再調達価額、または修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

事例

野球部の練習中に打ったボールが防球ネットを越えて、学校に隣接する民家のカーポートの屋根を破損させた。カーポートは古く、交換部品がないため全損となった。時価は10万円と認定されたが修理(交換)費用として30万円かかる。



本来であれば損害賠償額の10万円しかお支払い出来ないが、この特約により差額の20万円を認定、交換費用30万円全額を支払い無事に解決した。



# 補償内容例と保険料(注)

支払限度額

**1億**  
コース

右記補償における免責金額  
(自己負担額)はありません

## I. 施設・業務事故、保管物事故

- 被害者見舞費用 ……………
- 保管財物事故 ……………
- 業務外個人行為事故 ……………
- 対物超過復旧費補償特約 ……………
- サイバー・情報漏えい事故補償特約

支払限度額	1事故 身体・財物共通 <b>1億円</b>
支払限度額	身体の障害に対しては1名について <b>10万円</b> 財物の損壊等に対しては1事故について <b>10万円</b>
支払限度額	1事故 <b>1,000万円</b>
支払限度額	1事故 身体・財物共通 <b>1億円</b>
支払限度額	1事故 <b>100万円</b>
支払限度額	1事故かつ保険期間中 <b>5,000万円</b>

生徒数	200人	300人	400人	500人	600人	800人	1,000人
年間保険料	86,000円	129,000円	172,000円	215,000円	258,000円	344,000円	430,000円

支払限度額

**1,000万**  
コース

右記補償における免責金額  
(自己負担額)はありません

## I. 施設・業務事故、保管物事故

- 被害者見舞費用 ……………
- 保管財物事故 ……………
- 業務外個人行為事故 ……………
- 対物超過復旧費補償特約 ……………
- サイバー・情報漏えい事故補償特約

支払限度額	1事故 身体・財物共通 <b>1,000万円</b>
支払限度額	身体の障害に対しては1名について <b>10万円</b> 財物の損壊等に対しては1事故について <b>10万円</b>
支払限度額	1事故 <b>1,000万円</b>
支払限度額	1事故 身体・財物共通 <b>1,000万円</b>
支払限度額	1事故 <b>100万円</b>
支払限度額	1事故かつ保険期間中 <b>5,000万円</b>

生徒数	200人	300人	400人	500人	600人	800人	1,000人
年間保険料	70,000円	105,000円	140,000円	175,000円	210,000円	280,000円	350,000円

(注) 保険料は各人数での目安です。個別の保険料は右面の取扱代理店または営業担当にお問い合わせください。また過去の保険金支払件数、保険金支払金額により割増保険料をいただくことがあります。

## 保険金をお支払いできない主な場合

補償の種類	内 容
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、または被保険者の故意</li> <li>● 地震、噴火、津波、洪水、または高潮</li> <li>● 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>● 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 施設外における船舶・車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 汚染物質の排出等に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
被害者見舞費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台風等による自然災害、自損事故等の明らかに賠償責任が発生しない事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 保険金をお支払いできない主な具体例

<p><b>1.</b></p> <p>契約者の学校の建物、備品を破損させた場合 (生徒個人に責任がある) 場合を除きます。</p> <p>【例】 バスケットボールの授業中に投げたボールが体育館の窓を破ったもの。</p>	<p><b>2.</b></p> <p>契約者、被保険者の故意 または暴力行為による事故</p> <p>【例】 生徒同士がケンカになり、相手の顔を殴りケガをさせたしまった。</p>	<p><b>3.</b></p> <p>自分で自分の所有物を破損させた場合</p> <p>【例】 廊下を歩いていて転んでしまい、かけていたメガネが落ちて破損した。</p> <p>被害者見舞費用でも自損事故はお支払いができません。</p>	<p><b>4.</b></p> <p>被保険者(加害者)が特定できない場合</p> <p>【例】 窓から電池が落ちてきて、下に駐車していた車にあたり破損したと思われる事故。</p> <p>賠償責任の所在が確認できないため。</p>
--	--	--	--

# お支払いする保険金の種類と概要

【法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、以下の費用を保険金としてお支払いします。】

お支払いする保険金	概要	支払限度額
1 法律上の損害賠償金	身体に関する損害賠償金(治療費、入院費等)、財物に関する損害賠償金(修理費用等) (注1)	自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
2 争訟費用	日新火災の書面による同意を得て訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤訴訟対応費用にあたらないもの	支払限度額および自己負担額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。
3 損害防止軽減費用、緊急措置費用	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で⑥初期対応費用にあたらないもの	
4 保険会社への協力費用	日新火災が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が日新火災の求めに応じ、協力するために支出した費用	
5 訴訟対応費用	事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1)次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ①記名被保険者 ②①の下請負人(注2) ③①の請負業務の発注者(注2) (2)(1)①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3)増設コピー機のリース費用 (4)被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 (5)事故原因の調査費用 (6)意見書・鑑定書の作成費用 (7)相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 (注2)下請負人、発注者は被保険者である場合に限りします。	
6 初期対応費用	事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1)事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 (2)事故現場の取片づけ費用 (3)次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ①記名被保険者 ②①の下請負人(注3) ③①の請負業務の発注者(注3) (4)通信費 (5)被害者見舞費用(見舞金(香典を含みます。))または見舞い品の購入費用 (6)書面による日新火災の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び公告の掲載費用 (7)弁護士相談費用 (8)(1)から(7)までに準じるその他の費用 (注3)下請負人、発注者は被保険者である場合に限りします。	自己負担額に関係なく1事故につき、5から7までに対して支払う費用の合計額について、 <b>1,000万円</b> を限度にお支払いします。ただし、初期対応費用のうち次のア、およびイ、に対して支払う保険金は、次の額を限度とします。 <b>ア.被害者見舞費用</b> 身体障害に対しては被害者1名について <b>10万円</b> 、財物の損壊等に対しては <b>1回</b> の事故について <b>10万円</b> <b>イ.弁護士相談費用</b> <b>1事故</b> について <b>5万円</b>
7 信頼回復広告費用	次の費用のうち、記名被保険者が書面による日新火災の事前の同意を得て支出した費用 (1)休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 (2)事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3)コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限りします。 ①(2)に規定する広告宣伝活動対策 ②事故が他人の身体障害である場合における事故の再発防止対策	

(注1) 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。

被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。日新火災の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになったりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

## 万一事故が発生した場合のご注意

事故にあわれたら、次の事項を遅滞なく株式会社スクールキーパーまたは日新火災にご通知ください。

- ① 事故状況、被害者の住所、氏名    ② 事故発生日時、事故場所    ③ 損害賠償の請求を受けた場合はその内容等

■賠償事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる損害保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者(被害者またはその遺族)は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利(先取特権)を有し、これを行使することができます。

## その他ご契約にあたりご注意いただきたいこと

※株式会社スクールキーパーは、日新火災との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料の領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、株式会社スクールキーパーとご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日新火災と直接契約されたものとなります。

※保険料をお支払いの際は、日新火災所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが日新火災横浜サービス支店にご照会ください。(お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。)

※このパンフレットはビジサポ(統合責任保険)のご簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、株式会社スクールキーパー(045-373-3443)にご照会ください。また特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、株式会社スクールキーパーまたは日新火災にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。

※日新火災は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

取り扱い代理店  
営業担当

株式会社 スクールキーパー

住所：神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1491-9

☎ 045-373-3443

担当：雨宮(あめみや)・渡邊(わたなべ)・山下



日新火災海上保険株式会社

横浜サービス支店

住所：神奈川県横浜市中区弁天通5-72

日新火災横浜ビル4F

TEL：045-633-5291

【2023年2月作成】(文書番号：2212-0011)